

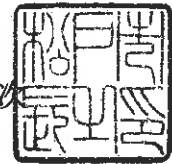
松戸市告示第 156 号

令和元年台風第 15 号による被災者に対する市税に関する申告期  
限等の延長について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2 及び松戸市市税条例（平成 27 年松戸市条例第 12 号）第 8 条第 1 項の規定により、地方税法又は松戸市市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に居住し、又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和元年 9 月 9 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和元年 10 月 1 日

松戸市長 本郷谷 健



| 都道府県名 | 指定地域   |
|-------|--|
| 千葉県   | 千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町 |